

茨城労働局発表
平成25年4月30日

【照会先】
茨城労働局労働基準部(健康安全課)
課長 青山 努
課長補佐 中島 英明
(直通電話)029(224)6216

第12次労働災害防止推進計画について

～誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために～
がんばっぺ！！茨城

茨城県内の平成24年の休業4日以上死傷者数は2,957人で、前年比31人、1%の減少でした。しかし、死亡者数については40人で、前年比8人、25%と大幅な増加となりました。今後も東日本大震災の復旧・復興工事の継続と、それに伴う人材不足等の影響による建設業の労働災害の増加が懸念され、また、第三次産業の労働者数の増大、非正規労働者等の増加と外部委託の広がり、少子高齢化の影響等社会の変化に合わせた対策が必要となっています。

茨城労働局(局長 中村俊一)はこのような状況を踏まえて、本年度を初年度とする5か年の第12次労働災害防止推進計画(以下「12次防」という。)を策定しました。

本計画では、全ての関係者(国、労働災害防止団体、事業者、労働者、発注者、消費者)が安全衛生の意識を共有し、それぞれが責任ある行動を取ることで、「誰もが安心して働くことができる社会の実現」を目指します。

記

1 茨城労働局管内の労働災害発生状況と課題

茨城県内の労働災害は、長期的に減少傾向でしたが、リーマンショック後の生産増加や東日本大震災の発生及びその後の復旧工事等の急増、第三次産業での労働災害の増加など、産業構造の変化に対応して、労働災害発生状況も徐々に変化

しています。

また、減少傾向であった製造業では団塊世代の退職や、合理化等が生産現場の安全衛生活動に影響を及ぼしている可能性が指摘され、非正規労働者等の増加、外部委託の広がり、高齢化の影響なども課題となっています。

職業性疾病については、社会福祉施設や小売業を中心とする腰痛対策や、「胆管がん」問題を端緒に有害物質による職業性疾病予防対策の適切な推進の必要性が高まっています。メンタルヘルス対策については、規模の大きい事業場では徐々に対策が進みつつあるものの、小規模事業場での取組が遅れています。

2 1 2次防の概要

労働安全衛生法第6条では、「厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聞いて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害防止に関し重要な事項を定めた計画を策定しなければならない」と規定されており、本年2月に「第1 2次労働災害防止計画」を定め、3月に公表しました。今回策定した1 2次防は、厚生労働大臣が定めた「第1 2次労働災害防止計画」に基づき、労働災害防止、健康確保対策等の具体化を図るために定めたものです。

(1) 計画の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間です

(2) 計画の目標

死亡災害は、1 2次防期間中の発生件数を1 1次防期間中の発生件数の15%以上減少させること

休業4日以上死傷者数は、平成24年と比較して、平成29年までに20%以上減少させること

(3) 計画の評価と見直し

毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討します

3 1 2次防の重点施策

(1) 労働災害発生状況の変化に対応した対策

(2) 近年の状況を踏まえた健康確保・業務上疾病防止対策

(3) 全業種に共通した課題への取組み

(4) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

(5) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- (6) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- (7) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応
- (8) 特定の分野に対する対策（鹿島石油コンビナート、美浦トレセン）

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害発生状況の変化に対応した対策

ア 労働災害件数を減少させるための重点業種

小売業

[目標] 死傷者数を20%減少

- ・大規模店舗、多店舗展開企業を重点に労働災害防止意識の向上
- ・バックヤードを中心とした作業場の安全化を推進

社会福祉施設（介護施設）

[目標] 死傷者数を20%減少

- ・介護施設における労働者の安全衛生教育の徹底、腰痛、転倒防止対策を推進

飲食店

[目標] 死傷者数を20%減少

- ・本省で作成予定の安全衛生マニュアル等の普及促進により気運醸成

道路貨物運送業

[目標] 死傷者数を10%減少

- ・荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等
- ・トラック運転手に対する安全衛生教育の強化
- ・トラック事業者と荷主事業者の共同の取組の推進

イ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種

建設業

[目標] 死亡者数を15%減少

- ・墜落・転落災害防止対策
- ・震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策
- ・解体工事対策
- ・自然災害の復旧・復興工事対策

製造業

[目標] 死亡者数を15%減少

- ・はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に機械災害防止対策の推進
- ・災害多発業種・災害多発事業場に対する集団指導・個別指導の強化

(2) 近年の状況を踏まえた健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス

[目標] メンタルヘルス対策に取り組む事業場を 80%以上とします

- ・メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組
- ・ストレスへの気づきと対応の促進
- ・取組方策の分からない事業場への支援
- ・職場復帰対策の促進

過重労働

- ・健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減
- ・働き方・休み方の見直しの推進

化学物質による健康障害

- ・規制対象物質の適正取扱いの徹底

腰痛

- ・腰痛予防教育の強化
- ・介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

熱中症

[目標] 死傷者数を 20%減少

- ・建設業等屋外での作業の多い業種を中心に熱中症予防対策を徹底します

受動喫煙

- ・普及・啓発
- ・受動喫煙防止対策の強化

粉じんによる健康障害

- ・第 8 次粉じん障害防止総合対策の推進

(3) 全業種に共通した課題の取組

リスクアセスメント

- ・道路貨物運送業への普及促進
- ・中小規模事業場へのリスクアセスメントの導入促進
- ・建設業での元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

高年齢労働者

- ・身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
- ・基礎疾患等に関連する労働災害防止

非正規労働者・下請混在作業等

- ・非正規労働者の適切な安全衛生教育
 - ・発注者や元請の労働者と下請労働者が混在する作業、複数の下請労働者が混在する労働現場での責任の明確化
- (4) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害の防止
 専門家と労働災害防止団体の活用
- ・安全衛生分野の専門家の活用
 - ・労働災害防止団体の活動の活性化
 業界団体との連携による実効性の確保
 安全衛生に関する外部専門機関の育成と活用
 - ・産業保健機関、産業保健専門職の活用
 - ・事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用
- (5) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚
 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表
 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上
- ・不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
 - ・国民全体の安全・健康意識の高揚
- (6) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
 発注者等による安全衛生への取組強化
- ・発注者等による安全衛生への取組強化
 - ・荷主による取組の強化
 - ・建設工事発注者に対する要請
 製造段階での機械の安全対策の強化
 - ・機械災害防止対策の推進
 - ・機械の本質安全化の促進
 - ・機械災害の公表制度
- (7) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応
 東日本大震災の復旧・復興工事対策
- ・震災復旧・復興工事の災害防止対策を着実に実施
 原子力発電所・原子力施設対策

・原子力発電所・原子力施設における電離放射線被ばく対策の徹底

(8) 特定の分野に対する対策

鹿島石油コンビナート地区等における爆発・火災防止対策

美浦トレーニングセンターの災害防止対策